

持投資口制度に関するガイドライン

日本証券業協会

(平成 30 年 5 月 17 日)

目 次

第1章	総則	1
1.	制定の趣旨	1
2.	金融商品取引業者による法令等の遵守等	1
3.	定義	1
第2章	資産運用会社・特定関係法人従業員持投資口会	4
1.	目的	4
2.	設立	4
3.	取得対象投資口	5
4.	会員の範囲	5
5.	入会	5
6.	拠出金等	6
7.	拠出金額の変更	6
8.	拠出の休止・再開	7
9.	事務委託料	7
10.	取得方法	7
11.	取得投資口の管理等	7
12.	分配金の取扱い	8
13.	現物組入れの制限	8
14.	退会（再入会の制限）	8
15.	退会処理	9
16.	一人投資主	9
17.	規約の変更	9
第3章	役員投資口会及び資産運用会社・特定関係法人役員持投資口会に関する特則	10
1.	目的	10
2.	設立	10
3.	会員の範囲	10
4.	入会	10
5.	臨時拠出金	11
6.	拠出金額の変更	11
7.	奨励金等の禁止	12
8.	実質持分の報告	12

第1章 総則

1. 制定の趣旨

持投資口制度の適正かつ円滑な運営に資する観点から、金融商品取引業者が行う同制度に関する事務の取扱いについて、本ガイドラインを制定することとする。

2. 金融商品取引業者による法令等の遵守等

金融商品取引業者が持投資口制度に係る事務の取扱いを行う場合には、金融商品取引法（以下「金商法」という。）、投資信託及び投資法人に関する法律等関係法令及び関係諸規則を遵守するとともに、本ガイドラインに沿って、その取扱いを行うものとする。

3. 定義

本ガイドラインにおける次の用語の定義は、それぞれ次に定めるところによる。

・持投資口制度

次に掲げる組織において、金銭を拠出し投資法人の投資口を取得する仕組みをいう。

① 資産運用会社・特定関係法人従業員持投資口会

資産運用会社又は特定関係法人の従業員が、投資法人の投資口の取得を目的として運営する組織をいう。

② 役員持投資口会

投資法人の役員が、当該投資法人の投資口の取得を目的として運営する組織をいう。

③ 資産運用会社・特定関係法人役員持投資口会

投資法人の資産運用会社又は特定関係法人の役員が、当該投資法人の投資口の取得を目的として運営する組織をいう。

・投資法人

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（以下「定義府令」という。）第7条第1項第2号の2に規定する投資法人（当該持投資口会の取得対象投資口を発行するものに限る。）をいう。

・資産運用会社

定義府令第7条第1項第2号の2に規定する資産運用会社（投資法人の運用業務を受託するものに限る。）をいう。

・特定関係法人

定義府令第7条第1項第2号の2に規定する特定関係法人をいう。

- **子会社等**

ある会社が他の会社を直接又は間接に支配している場合における当該他の会社（定義府令第6条第3項各号に掲げる当該他の会社をいう。）をいう。

- **役員**

投資法人にあつては執行役員又は監督役員をいい、資産運用会社及び特定関係法人にあつては取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらの者と同等以上の支配力を有するものと認められる者（相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わない。）をいう。

- **取得対象投資口**

持投資口会が取得の目的とする対象の投資口をいう。

- **会員**

持投資口会に加入している従業員、役員をいう。

- **理事長**

持投資口会の会員のうち、持投資口会を代表し、持投資口会が定める業務を執行する者をいう。

- **事務局**

持投資口会の運営に係る配分計算事務、会員からの諸届出受付事務、会員への諸連絡事務、金融商品取引業者及び退会者等への金銭及び投資口の送金・交付事務、金融商品取引業者との売買約定連絡・確認事務並びにこれらに付随する事務を代行する機関をいう。

- **拠出金**

会員が投資口を取得するため、持投資口会に拠出する金銭をいう。

(注) 金融商品取引業者が事務の取扱いを行う従業員持投資口制度には、

- ① 持投資口会が行う持投資口制度に参加する従業員は、全員がその会員となる「全員組合員方式（間接投資型）」
- ② 数名の従業員が会員として持投資口会を組織し、同会が行う持投資口制度に参加する従業員は、その参加者となる「少数組合員方式（直接投資型）」の二つの管理運営方式がある。

両方式では、法的構成、使用する用語が異なるが、その取扱いにおいて実質的

な差はない。このため、本ガイドラインの用語はすべて全員組合員方式で統一することとする。

具体例

全員組合員方式	少数組合員方式
規 約	規 約 ・ 約 款
入 会 ・ 退 会	参 加 ・ 脱 退
会 員	会 員 ・ 参 加 者
抛 出 金	積 立 金
出 資	積 立

第2章 資産運用会社・特定関係法人従業員持投資口会

資産運用会社・特定関係法人従業員持投資口会については、次の規定を適用するものとする。

1. 目的

資産運用会社・特定関係法人従業員持投資口会は、資産運用会社及び当該資産運用会社の特定関係法人の従業員による取得対象投資口の取得、保有の促進により、当該従業員の福利厚生を増進及び当該従業員と投資主との利害の一致による中長期的な投資主価値の向上に資することを目的とする。

2. 設立

(1) 設立

資産運用会社・特定関係法人従業員持投資口会の設立に当たっては、それぞれ次の書類を作成するものとする。

① 「全員組合員方式（間接投資型）」の場合

「資産運用会社・特定関係法人従業員持投資口会設立契約書」及び「資産運用会社・特定関係法人従業員持投資口会規約」（別途「資産運用会社・特定関係法人従業員持投資口会運営細則」を定める場合はこれを含む。）

② 「少数組合員方式（直接投資型）」の場合

「資産運用会社・特定関係法人従業員持投資口会結成契約証書」、「資産運用会社・特定関係法人従業員持投資口会規約」及び「資産運用会社・特定関係法人従業員持投資口制度約款」

(2) 組織

① 資産運用会社・特定関係法人従業員持投資口会は、従業員が、取得対象投資口を取得することを主たる目的とする、民法第 667 条第 1 項に基づく組合とするものとする。

② 資産運用会社・特定関係法人従業員持投資口会規約（以下「規約」という。）には、次の規定を設けるものとする。

イ 資産運用会社・特定関係法人従業員持投資口会の会員が、投資口の取得等のために同会に拠出する金銭は、会員の同会に対する出資であること。

ロ 理事長に管理信託された投資口に係る分配金による投資口の取得は、各会員の同会に対する拠出金による取得であること。

ハ 少数組合員方式による資産運用会社・特定関係法人従業員持投資口制度においては、投資口取得資金、理事長に管理信託された投資口に係る分配金は、個々の従業員の所有に帰するものであること。

③ 複数の投資口について資産運用会社・特定関係法人従業員持投資口会を設立でき

る場合、銘柄ごとにそれぞれ組織するものとし、一の資産運用会社・特定関係法人従業員持投資口会で複数の銘柄の投資口を取得することは認められないものとする。

④ 理事長は、規約の内容を会員に周知させるものとする。

3. 取得対象投資口

資産運用会社・特定関係法人従業員持投資口会の取得対象投資口は、投資法人が発行する投資口のうち、規約に定めた投資口とする。ただし、2種類以上の投資口の取得はできないものとする。

4. 会員の範囲

会員の範囲については、下記①又は②の取得対象投資口の区分に応じたものとする。

また、当該区分に応じ会員の範囲に含まれる場合には、複数の資産運用会社・特定関係法人従業員持投資口会へ入会でき、加えて、資産運用会社、特定関係法人又はそれらの子会社等の従業員持株会又は拡大従業員持株会の会員であっても、資産運用会社・特定関係法人従業員持投資口会へ入会できるものとする。

① 取得対象投資口が上場している場合

資産運用会社及び当該資産運用会社の特定関係法人の従業員に限るものとする。

② 取得対象投資口が非上場である場合

資産運用会社の従業員に限るものとする。

なお、いずれの場合であっても、執行役員制度を導入している会社において、取締役又は執行役を兼任していない執行役員については、規約の定めにより、会員資格を認めることができるものとする。

5. 入会

資産運用会社・特定関係法人従業員持投資口会への入会は、規約の定めにより、随時又は一定の期間を設けて受け付けることができるものとする。ただし、上場投資口及び金商法第 67 条の 18 第 4 号に定める取扱有価証券を取得対象投資口とする資産運用会社・特定関係法人従業員持投資口会への入会の取扱いについては、次のとおりとする。

① 入会を希望する従業員が入会時において、投資法人又は資産運用会社に係る未公表の重要事実を知得している場合には、入会できないものとする。

② あらかじめ規約に定めた一定の期間内において、①により入会できなかった従業員については、規約の定めにより理事長の承諾を得て、当該期間以外の期間に入会できるものとする。

③ 理事長は、入会を希望する従業員の投資法人又は資産運用会社に係る未公表の重要事実の知得について、厳正に審査するものとする。

6. 拠出金等

(1) 拠出金は、その拠出方法により、定時拠出金と臨時拠出金とに区分するものとする。

① 定時拠出金

定時拠出金は、規約の定めにより、会員があらかじめ申し込んだ金額を給与及び賞与から天引きの方法により拠出するものをいう。

② 臨時拠出金の拠出事由

臨時拠出金は、規約の定めにより、次の場合に会員の申出により臨時に拠出するものをいう。

イ 退会の場合

ロ 一時的に定時拠出金に追加する場合

ハ 公募増資及び売出しが行われる場合

ニ 第三者割当増資の割当てを受ける場合

ホ 非上場投資口を取得対象投資口とする資産運用会社・特定関係法人従業員持投資口会が他の投資主から購入する場合

③ 臨時拠出金の制限

上場投資口及び金商法第 67 条の 18 第 4 号に定める取扱有価証券を取得対象投資口とする資産運用会社・特定関係法人従業員持投資口会への臨時拠出の取扱いについては、次のとおりとする。

イ 臨時拠出を希望する会員が当該拠出時において、投資法人又は資産運用会社に係る未公表の重要事実を知得している場合には、当該拠出はできないものとする。

ロ 理事長は、臨時拠出を希望する会員の投資法人又は資産運用会社に係る未公表の重要事実の知得について、厳正に審査するものとする。

④ 拠出金の限度額

定時拠出金及び臨時拠出金の限度額は、それぞれ 1 会員 1 回につき 100 万円未満とする。ただし、②イの場合については、1 売買単位の買付けに要する金額を限度額とし、100 万円未満とする。また、②ロの場合については、定時拠出金との合計額が 100 万円未満とする。

(2) 拠出金については、その管理に関する取扱いを定めるものとする。

7. 拠出金額の変更

定時拠出金額の変更は、規約の定めにより、随時又は一定の期間を設けて、受け付けることができるものとする。ただし、上場投資口及び金商法第 67 条の 18 第 4 号に定める取扱有価証券を取得対象投資口とする資産運用会社・特定関係法人従業員持投資口会における定時拠出金額の変更については、次のとおりとする。

① 定時拠出金額の変更を希望する会員が当該変更時において、投資法人又は資産運用会社に係る未公表の重要事実を知得している場合には、変更できないものとする。

② あらかじめ規約に定めた一定の期間内において、①により定時拠出金額の変更を行

えなかった会員については、規約の定めにより理事長の承諾を得て、当該期間以外の期間に変更を行えるものとする。

- ③ 理事長は、定時拋出金額の変更を希望する会員の投資法人又は資産運用会社に係る未公表の重要事実の知得について、厳正に審査するものとする。

8. 拋出の休止・再開

(1) 休止

会員は、事故・病気等やむを得ない事情がある場合で、かつ再開の見込みがある場合には、理事長に申し出て、拋出を休止することができるものとする。

(2) 再開

拋出を休止した会員は、休止の事由が消滅したときは、理事長に申し出て、拋出を再開することができるものとする。

9. 事務委託料

会員が属する資産運用会社及び特定関係法人は、資産運用会社・特定関係法人従業員持投資口会が支払うべき事務委託料を負担することができるものとする。

10. 取得方法

投資口の取得に当たっては、一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に買付けを行うものとし、理事長や事務局等の裁量により行われることのないようにするものとする。

(1) 取得対象投資口が上場投資口である場合

定時拋出金及び一時的に定時拋出金に追加する場合の臨時拋出金による買付けは、原則として規約によりあらかじめ定めた日に行うものとする。ただし、あらかじめ定めた日に行う買付けが困難となり、その状況が継続している場合には、規約を変更し、連続した複数日による買付けが行えるものとする。この場合、買付金額の分割割合は各買付日において等分とし、あらかじめ規約に定めるものとする。

(2) 取得対象株式が非上場投資口である場合

買付けは、投資口の供給が行われた都度これを行うものとする。ただし、金商法第67条の18第4号に定める取扱有価証券が取得対象投資口である場合は、規約の定めにより、上記(1)に準じた買付けを行うことができるものとする。

11. 取得投資口の管理等

資産運用会社・特定関係法人従業員持投資口会が取得した投資口は、理事長名義とし、会員を共同委託者、理事長を受託者とする管理信託財産として保管するものとする。規約には、次の規定を設けるものとする。

- ① 理事長は、投資主総会招集通知の内容を会員に周知させること。

- ② 投資主総会における議決権は、理事長が行使するが、各会員は総会ごとに理事長に対して特別の行使（不統一行使）をする旨の指示ができること。
- ③ 会員の持分が売買単位相当に達し、当該会員の申出があった場合、事務を委託している金融商品取引業者を通じ、当該会員名義への書換え又は実質投資主登録を行うこと。
なお、取得対象投資口が非上場投資口である場合は、会員名義への書換えを制限する旨定めることができるものとする。この場合、過度な制限にならないよう配慮することが必要である。

12. 分配金の取扱い

分配金は、これを受領する権利が確定する日における会員の持分に応じて抛出されるものとし、理事長が一括して受領し、管理するものとする。また、現物分配が行われる場合の取扱いを、規約に定めることができる。

13. 現物組入れの制限

- (1) 会員が既に有している取得対象投資口について、資産運用会社・特定関係法人従業員持投資口会はその組入れを行わないものとする。ただし、非上場投資口を取得対象投資口とする資産運用会社・特定関係法人従業員持投資口会を組織するに当たり、合理的な取得価額を証明することができる投資口を組み入れる場合には、この限りでない。
- (2) 上記(1)本文の規定にかかわらず、資産運用会社・特定関係法人従業員持投資口会（以下「受入側持投資口会」という。）は、次の全てを満たす限りにおいて、他の持投資口会の会員の所有持分の移管を受け付けることができる。
 - ① 当該会員が、出向、転籍又は企業再編等を事由として受入側持投資口会に入会する資格を得ていること。
 - ② 当該会員の所有持分が、受入側持投資口会の取得対象投資口に係るものであること。
 - ③ 当該会員が移管に同意していること。
 - ④ 双方の資産運用会社・特定関係法人従業員持投資口会の事務の取扱いを同一の金融商品取引業者が行うことにより、移管する持分に関する取得価額の証明が可能であること。
 - ⑤ 移管する持分の数量等が、上記④の金融商品取引業者において取り扱えるものであること。

14. 退会（再入会の制限）

会員は、会員資格を喪失したとき、退会するものとする。また、会員は、理事長に申し出ることにより、いつでも退会することができるものとする。ただし、一旦退会した者は、原則として再入会することができないものとする。

15. 退会処理

会員の退会時における投資口持分の処理は、次に定める方法により行うものとする。

(1) 取得対象投資口が上場投資口である場合

- ① 売買単位相当の持分については、事務を委託している金融商品取引業者を通じ、当該退会者名義への書換え又は実質投資主登録を行うものとする。
- ② 売買単位相当に満たない持分については、退会者の申出により、次のいずれかを選択できるものとする。

イ 時価で売却し、現金で精算する方法

ロ 売買単位相当に達する金額の臨時拠出により、売買単位相当の当該持分について、当該退会者名義に書き換えて実質投資主登録を行う方法

ハ 取得対象投資口が、当該退会者の契約する金融商品取引業者の累積投資業務の対象となっている場合においては、当該金融商品取引業者における当該退会者の投資口累積投資口座に当該持分を移管する方法、この場合、整数に満たない持分については、上記イの処理を行うことができるものとする。

なお、上記の持分の処理は、月1回、規約に定めた買付日（買付日が複数日の場合は初日）に行うものとする。

(2) 取得対象投資口が非上場投資口である場合

売買単位相当又は売買単位相当未満にかかわらず資産運用会社・特定関係法人従業員持投資口会が買い取ることができる旨又は会員名義への書換えを制限する旨規約に定めることができるものとする。この場合、過度な譲渡制限にならないよう配慮することが必要である。ただし、金商法第67条の18第4号に定める取扱有価証券が取得対象投資口である場合は、規約の定めにより、上記(1)に準じた取扱いとすることができる。

16. 一人投資主

資産運用会社・特定関係法人従業員持投資口会が一人投資主として認められるためには、次の要件を満たす必要がある。

- ① 取得投資口は理事長名義とすること。
- ② 議決権は理事長が行使すること（不統一行使を妨げない。）。
- ③ 分配金は、これを受領する権利が確定する日における会員の持分に応じて拠出されるものとし、理事長が一括して受領し、管理すること。

17. 規約の変更

規約の変更を行う場合には、当該変更部分について、あらかじめ会員への説明を行ったうえで、同意の手続を行うものとする。

第3章 役員持投資口会及び資産運用会社・特定関係法人役員持投資口会に関する特則

役員持投資口会及び資産運用会社・特定関係法人役員持投資口会（以下「役員持投資口会等」という。）については、次の事項を特則として定めるほかは、資産運用会社・特定関係法人従業員持投資口会に関する規定を準用するものとする。

1. 目的

役員持投資口会等は、投資法人及び資産運用会社並びに特定関係法人の役員による取得対象投資口の取得を容易ならしめ、かつ、当該役員と投資主との利害の一致による中長期的な投資主価値の向上に資することを目的とする。

2. 設立

(1) 役員持投資口会は、資産運用会社・特定関係法人役員持投資口会及び資産運用会社・特定関係法人従業員持投資口会とは別組織として設立するものとする。

(2) 資産運用会社・特定関係法人役員持投資口会は、資産運用会社・特定関係法人従業員持投資口会とは別組織として設立するものとする。

(3) 複数の持投資口会への加入

会員は、他の役員持投資口会等の加入要件を満たせば、当該他の役員持投資口会等へ加入することができる。

3. 会員の範囲

会員の範囲については、以下のとおりとする。

(1) 役員持投資口会

投資法人の役員に限るものとする。

(2) 資産運用会社・特定関係法人役員持投資口会

① 取得対象投資口が上場している場合

資産運用会社及び当該資産運用会社の特定関係法人の役員に限るものとする。

② 取得対象投資口が非上場である場合

資産運用会社の役員に限るものとする。

4. 入会

役員持投資口会等への入会は、規約の定めにより、年1回一定の期間を設けて受け付けることができるものとする。なお、新任役員は、規約の定めにより、役員就任後直ちに入会することができるものとする。ただし、上場投資口及び金商法第67条の18第4号に定める取扱有価証券を取得対象投資口とする役員持投資口会等への入会の取扱いについては、次のとおりとする。

① 入会を希望する役員が入会時において、投資法人又は資産運用会社に係る未公表の

重要事実を知得している場合には、入会できないものとする。

- ② あらかじめ規約に定めた一定の期間内において①により入会できなかった役員については、規約の定めにより理事長の承諾を得て、当該期間以外の期間に入会できるものとする。
- ③ 理事長は、入会を希望する役員の投資法人又は資産運用会社に係る未公表の重要事実の知得について、厳正に審査するものとする。

5. 臨時拠出金

(1) 臨時拠出金は、規約の定めにより、次の場合に限り拠出ができるものとする。ただし、①の場合については、1 売買単位の買付けに要する金額を限度額とし、100 万円未満とする。

- ① 退任によって退会する場合
- ② 第三者割当増資の割当てを受ける場合
- ③ 非上場投資口を取得対象投資口とする役員持投資口会等が他の投資主から購入する場合

(2) 臨時拠出金の制限

上場投資口及び金商法第 67 条の 18 第 4 号に定める取扱有価証券を取得対象投資口とする役員持投資口会等への臨時拠出の取扱いについては、次のとおりとする。

- ① 臨時拠出を希望する会員が当該拠出時において、投資法人又は資産運用会社に係る未公表の重要事実を知得している場合には、当該拠出はできないものとする。
- ② 理事長は、臨時拠出を希望する会員の投資法人又は資産運用会社に係る未公表の重要事実の知得について、厳正に審査するものとする。

6. 拠出金額の変更

定時拠出金額の変更は、規約の定めにより、年 1 回一定の期間を設けて、受け付けることができるものとする。ただし、上場投資口及び金商法第 67 条の 18 第 4 号に定める取扱有価証券を取得対象投資口とする役員持投資口会等における定時拠出金額の変更については、次のとおりとする。

- ① 定時拠出金額の変更を希望する会員が当該変更時において、投資法人又は資産運用会社に係る未公表の重要事実を知得している場合には、変更できないものとする。
- ② あらかじめ規約に定めた一定の期間内において、①により定時拠出金額の変更を行えなかった会員については、規約の定めにより理事長の承諾を得て、当該期間以外の期間に変更を行えるものとする。
- ③ 理事長は、定時拠出金額の変更を希望する会員の投資法人又は資産運用会社に係る未公表の重要事実の知得について、厳正に審査するものとする。

7. 奨励金等の禁止

投資法人、資産運用会社又は特定関係法人は、会員に対して奨励金及び事務委託料の経済的援助を与えてはならないものとする。

8. 実質持分の報告

役員持投資口会等は、会員の持分が売買単位相当に達した場合には、投資法人に対し当該数量を報告するものとする。

以 上